

○18番（宇野隆子議員） おはようございます。日本共産党の宇野隆子です。

通告に基づいて一般質問を行います。

最初に、東海第二原発問題について質問します。

まもなく福島原発事故から10年を迎えます。NHKが3月2日、国内の原発をどうすべきか、原発事故10年という世論調査を発表しました。全国で「増やすべきだ」が3%、これに対して「減らすべきだ」と「全て廃炉にすべきだ」が合わせて67%で、「事故への不安を感じている」「ある程度感じている」は合わせて85%に上るという結果でした。

2月13日深夜の福島県沖で発生したマグニチュード7.3の大きな地震は、宮城、福島両県で最大震度6強を記録したのをはじめ、太田ではこのとき5弱でしたけれども、東北、関東の各地は強い揺れに襲われました。

今回の地震で大きく揺れた地域には、10年前に未曾有の大事故を起こした東京電力福島第一原発、事故寸前だった東北電力女川原発2号機、日本原電の東海第二原発など幾つもの原発があります。多くの方は、事故を想起し不安がよぎりました。

大きな地震、津波の発生頻度が高い地域での原発はとりわけ危険です。女川原発と東海第二原発は、再稼働をやめて、福島原発とともに廃炉にすべきです。

東北電力女川原発2号機の再稼働について、宮城県の村井知事は、昨年11月11日、再稼働の事実上の前提となる地元同意を表明しました。どの世論調査でも宮城県民の過半数が再稼働に反対を示しておりましたが、住民や安全を置き去りにした判断と言わざるを得ません。

東海第二原発と女川原発は、多くの共通点があります。1つは、東日本大震災で被災、2つに、福島第一原発と同じ沸騰水型の原発、3つ、再稼働工事が2022年12月完了予定とされているなどが挙げられます。

今回の事態は、国の原発再稼働推進に歯止めが利かなくなる可能性が高まったとの指摘や、大規模工事を進めている東海第二原発も女川原発と同じように再稼働同意手続が進んでしまうのではないかとの懸念も広がっています。

そこで、1、再稼働問題について伺います。

新聞報道によりますと、原子力所在地域首長懇談会が昨年11月4日開催され、東海第二原発再稼働をめぐる話し合わせ、協議がされました。座長の山田村長は、報道陣の取材に、原電が進めている東海第二原発の安全対策工事について、6市村で視察することを会合で確認したとありました。さらに、山田村長は、広域避難計画の策定について実効性のある計画は各首長も悩んでいて共通の課題だ、苦慮していると報道しています。

そこで、3点伺います。

1点目は、昨年11月4日に開かれた原子力所在地域首長懇談会の内容について伺います。

事前了解を盛り込む新安全協定について明確にスタートしている認識だけれども、事業所が受け止めておらずそごを生じているとし、協定が定める協議会の設置について具体的な検討を進めていく意向を示したとありますけれども、原電側に協議会の設置を求めていくということなのかどうか伺いたいと思います。

②として、再稼働の可否の判断についてですが、事業者のスケジュールに左右されないこと、及び広域避難計画の実効性が確認されない限り行わないことについて、及び3点目に、福島原発事故の教訓、東海第二原発が抱える安全性における問題点を受け止め、運転延長、再稼働に反対することについて伺います。

次に、2として、広域避難計画について伺います。

茨城県原子力安全対策課が昨年11月24日茨城県地域防災計画の改定案を公表しました。

主な内容は、1、新型コロナウイルス感染症対策に関する国の基本的な考え方、2、避難先自治体への早期の情報提供を位置づけるための改定です。

コロナ対策を追記した部分を見ますと、放射性物質による被曝を避ける観点から、窓の開放等による換気は行わないことを基本とするが、感染症対策の観点から放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度数分間窓を全開する等の換気を行うよう努めるものとする、矛盾した内容となっています。

本市では、笠間市に次いで広域避難計画を策定しておりますが、実効性のある計画と残念ながら言えるものではありません。

私は、地震、水害等の複合災害時の対応や、介護者、病人などの要支援者、移動手段のない方々への対応、新型コロナウイルスなど感染症の蔓延の下で、避難所、避難家庭、避難バス車内で3密をどう避けるか、感染者をどう隔離するかなど、避難計画で新たな矛盾点などを指摘し、実効性のある広域避難計画は不可能だと何度も主張してきました。

しかし、それらの指摘に対して市は、市民アンケートや避難訓練で実行性を持たせていくとしています。原発事故は一般の事故と異なり、実際に放射能漏れを起こさせて避難訓練を行うことなどできません。

また、事故が起こった場合、順番に円滑に避難すると説明されていますが、市が行ったアンケート結果では、市が指定した避難先へ自家用車で避難する世帯では、市から避難指示が出る前に43%の世帯が避難を開始すると回答しております。

今回の県の新型コロナ感染症対策を見ても矛盾は明らかです。本市は、広域避難計画は再稼働に関係なく必要だと説明していますが、廃炉決定と全燃料棒のキャスク保管を行えば、広域避難計画は作らなくても済むことについてどのようなお考えなのか伺います。

2番目に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

まず、連日市民の命と暮らしを守る業務にご奮闘されていることに感謝申し上げます。

本市でも種々の対策が実施されてきましたが、医療や介護の地域のなりわい、市民の暮らしを守るために、一層の感染防止対策と市民生活、地域経済への支援が最優先かつ最大の課題となっています。

そこで、1として、最初にPCR検査とワクチン接種について5点伺います。

1点目は、市独自で、医療機関、介護、福祉施設、保育園、幼稚園、学校など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等への定期的なPCR検査を行うことについて伺います。

マスクを外させていただきます。

2点目に、無症状の人が検査を受けると2万3,000円から2万5,000円くらいかかります。検査費用の補助について伺います。

3点目は、市内の3医療機関、医師会医療センターが昨年11月からPCR検査等協力してくださるということになりましたけれども、この間、PCR検査、また発熱外来の状況について件数を伺いたいと思います。

4、ワクチンの安全性、有効性、副反応などのリスクについて市民の中でも不安な声も聞かれますが、市民への迅速な情報公開について伺います。

5点目は、医療機関に対する減収補填、医療従事者への待遇改善などに対して、大変国が財政支援をしておらず、医療崩壊とまで言われておりますけれども、これに対して財政支援を国に求めることについて伺います。

次に、2として、市民の暮らし、営業を守ることについて伺います。

私は、事業と雇用を継続できる補償と支援を強化することを求めます。

1点目、廃業、倒産に追い込まれてしまった事業所はあるかないか。中小商工業者の実態と対策について伺います。

2点目として、持続化給付金が適用されない事業者への市の支援についてですけれども、前年度比で20%から50%以内の減収に対して、法人が20万円、個人が10万円、市独自の支援を行っておりまして力強く思っているわけですが、しかし、今回の一般会計補正予算で見ますと、対策支援金3,945万円の減額、緊急家賃支援金1,350万円減額といずれもなっております。再度周知徹底し、必要とする人、対象となる人が申請できるよう支援することについて伺います。

次に、3として、子どもの学習、教育を保障することについて伺います。

コロナ禍による一律休校後の分散登校で、少人数学級がゆとりをもたらし、いきとどいた教育ができることを多くの教職員が実感したということが全国で報告されております。少人数学級は、学習と生活の両面できめ細かな対応ができ、教員の負担を減らして、一人ひとりの子どもと向き合う上で重要な教育条件です。

昨年9月に茨城県教職員組合から議会に少人数学級の実現を含んだ請願が提出されており、議会においても全会一致で採決し、文部科学省に意見書を提出しております。また、昨年度末には、全学年の35人学級を5年かけて行うことが閣議決定されました。

このような少人数学級への前進の流れの中で、私は、一つとして安心安全な20人程度の少人数学級の速やかな実現に向けて、教職員の定数の改善、財政支援を国、県に求めるとともに、市としても取り組むことについて伺います。

2点目は、学校統廃合の実施計画の見直しについて伺います。

本市の学校施設整備計画では、2022年、令和4年ですが、4月に常陸太田地区で3つの小学校が、金砂郷地区でやはり3つの小学校が、それぞれ1つになる小学校統合が予定されております。

昨日の同僚議員の質問で、小学校統合に向けた協議を予定どおり進めていることが分かりまし

た。

しかし、私は、学校統廃合の実施計画の見直しを求めます。統合後の小学校の児童数は、2020年度の児童数で言えば、太田地区では3校合わせて332名、金砂郷地区では362名で、小規模校に近い中規模校といえる学校となるわけです。

また、太田では、現在12の小学校がありますけれども、今度の統廃合によって8校となるわけです。1学級の児童数を見ますと、30人から35人を超えている学級もありますけれども、大半は少人数学級となります。

新型コロナウイルス感染対策として、当時の安倍首相が突然強行した3か月もの長期の全国一律休校によって作り出されたのが、学びの格差の拡大と言われております。3か月の休校期間、学校は膨大なプリントを子どもの家に届けました。しかし、配られたプリントを自分だけでできれば学校は要りません。結局、家庭で一緒に勉強を支える人がいるかないか、またその子が一人で頑張れるかどうかなどによって、今までなかったような格差が生まれていると言われております。

コロナで友達と遊べない、外で自由に体を動かさせない、子ども期の成長に欠かせない生活が余儀なくされてきました。

学校の生活も、新しい生活様式などと言われ、常にマスクをして、仲のよい友達とおしゃべりもできない、給食も前を向いて静かに食べなければならない、学校行事も縮小したり、短い夏休みだったり、一人ひとりの子どもたちがコロナに感染しないように毎日気をつけて息が詰まるようだと言った子どもさんもおりますが、こうした生活が子どもたちに強いストレスを与えていると思います。

私は、コロナ禍の下で、こうした子どもたちの置かれている状態の中で、回復しないままに一回復しないというのは、もう疲れたとか、ストレスがたまっているとか、学習の格差などありますが、そうした問題が回復しないまま、来年4月、統合された小学校で学び、生活することは、子どもたちにさらなる負担になると思います。バス通学も同様です。

子どもたちが安心して希望をもって学校生活が送れるようになるまで、統合は延期すべきです。小学校の統廃合実施計画の見直しを強く求めますがいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

3番目に、国民健康保険税について伺います。

1として、子どもの国保税均等割の軽減について伺います。

コロナ禍の下、非正規労働者や自営業者などが大幅な収入減で困窮状態に陥っています。暮らしもなりわいも疲弊し、感染への不安が増しています。

こうしたときこそ減免制度を抜本的に拡充し、払える国保税にしていくこと、特に子どもに課税される均等割を軽減することを求めます。

①として、国、県の施策待ちでなく、本市において均等割の多子世帯減免を行い、子育て家庭の負担軽減に努めてほしいと思います。第二子や第三子以降の子ども均等割を減免する多子世帯減免についてお伺いをいたします。

次に2として、県の国保2方式について伺います。

茨城県は、国保運営方針の見直しで市町村の賦課方式を所得割と均等割の2方式に統一すると明記しました。しかし、賦課方式を選択し決定するのは市町村です。県が運営方針に明記して市町村に押しつけるようなやり方は認められないと思います。

県は、2023年度の実施を目指していますが、現在4方式をとっている本市で2方式にした場合、国保加入世帯への影響はどう変わるのか、どうなるのか、今後シミュレーションを行っていくことになると思いますが、国保の2方式についての考えと今後の取り組みについて伺います。

4番目に、国民の権利である生活保護について伺います。

コロナ禍で仕事や住まいを失うなど生活に困窮する国民が急増する中で、最後の安全網である生活保護の役割はますます重要になっています。

世論と運動、野党の国会論戦で、厚労省が生活保護の申請は国民の権利だと、このようにホームページで呼びかけております。

生活保護は最後のセーフティーネットですが、生活保護が必要な世帯の2割しか利用できていないのが実態のようです。家族、親族に経済的な援助の可否を聞く扶養照会が広く行われており、生活保護の申請をためらう要因となっております。今年1月の国会で厚労大臣は、申請の障害になっている親族への扶養照会にも義務ではないと認めました。生活保護を申請した人の親族に連絡し、援助ができるかどうかを問い合わせる扶養照会について厚生労働省は、虐待や家庭内暴力がある場合は照会しないよう要領を一部改正して、1月26日付で自治体に通知を出しました。運用は3月からとなっております。

厚労省は、照会しなくてもいい例について、これまで70歳以上の高齢者や、20年間音信不通などにとどめてきました。今回の改正で20年間を10年程度に短縮、相続で対立している借金を重ねているなど著しい関係不良も加えました。しかし、明確に禁止しているわけではなく、対象も限定的です。

厚労省の2017年の調査で、扶養照会は年約46万件であり、そのうち援助につながったのは1.45%にとどまり、自治体によって対応に大きな差もあります。国民が使いやすい生活保障の仕組みに改定することが急務となっております。

そこで2点伺います。

1点目は、コロナ禍の下でどのぐらいの人が相談に見えて、そのうち何人が申請して、何人が受給しているのか。生活保護の利用状況と扶養親族照会の現状について伺います。

2点目は、扶養親族照会は、先ほどもお話ししましたが、義務ではないとの説明がありましたが、本市ではどのように行っているのか伺いたいと思います。1と2とは関連しておりますので、一緒のご答弁でも構いません。

5番目に、補聴器購入の補助制度の創設について伺います。

加齢性難聴が日常生活を不便にするだけでなく、社会活動の減少やコミュニケーションを困難にし、鬱病や認知症の危険因子にもなると指摘されております。

一般的に日常生活に支障をきたす程度とされる難聴者は、70代の男性で五、六人に一人、女性で10人に1人程度との調査結果が報告されております。難聴への対応を個人任せにせず社会

的に取り組むことが必要になってきたと思います。

2019年の6月議会でも取り上げましたが、1点目として、前回のご答弁では、難聴者の状況について、令和3年度に高齢者福祉計画の改定を予定しており、この策定に合わせてアンケート調査に項目を盛り込み、その状況の把握をするということでした。難聴者の人数、また補聴器を使用している人数など実態調査についての状況を伺いたいと思います。

2点目は、今補聴器の価格ですけれども、片方当たり5万円くらいから高価なもので25万円を超えるものまでありまして、保険適用でないために全額自費となります。補聴器の給付など加齢性難聴への支援については、国による公的な支援を設けることが本来必要だと思います。国、県に補聴器購入の補助制度の創設を求めることについて伺います。

3点目に、国の対策を待つだけでなく、高齢者の社会参加を促進し、介護予防のためにも幾つかの自治体が行っているように、まだまだ、茨城県では古河市などが実施しておりますけれども、これからというところかと思いますが、独自の支援策を常陸太田市で設けるべきではないでしょうか。本市独自に補聴器購入の補助制度を創設することについて伺いたいと思います。

以上で、1回目の質問といたします。

○川又照雄議長 答弁を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 東海第二原発についてのご質問にお答えを申し上げます。

初めに、昨年11月4日に開かれました原子力所在地域首長懇談会の内容についてでございますが、懇談会そのものは非公開で行われましたことから、内容についての答弁は控えさせていただきます。

2点目に、再稼働がなければ避難計画を作る必要はない、そのことについての答弁でありますけれども、議員ご案内のとおり、原子力施設の存在する30キロ圏内の自治体においては、広域避難計画を作ることが義務付けられております。

なお、東海第二原発には、いまだに燃料プールには燃料が入っておりますし、設備そのものはこれまで使われてきたこともありまして、放射能で汚染されている事実もありません。これらは何らかの事故等によって放射性物質が放出されるようなことがあったら、住民の安全安心を確保する必要がありますので、避難計画につきましては、引き続きこれまでのアンケート調査の結果や避難訓練等の実績等も踏まえながら、さらに不足しているところを補いつつ、できるだけ実効性のある避難計画を作ることが我々の義務だと思っております。これを進めることとしていきたいというふうに思います。

なお、再稼働の可否等について今回は判断、答弁をしろというご質問ではございませんでしたが、これまで申し上げておりますように、再稼働の可否の判断に当たりましては、日本原電側からの事前説明、あるいは協議会といった協定に基づくプロセスの申入れ等々がありました時点で協議会等を立ち上げまして、事前了解ができるかどうか審議をし、再稼働についての判断をしていくものと考えております。

なお、判断に当たりましては、議会の皆様方からのご意見、あるいは地域住民の皆様方のご意

見を伺いながら判断をすべきと考えております。

○川又照雄議長 総務部長。

〔綿引誠二総務部長 登壇〕

○綿引誠二総務部長 東海第二原発における（２）の広域避難計画についてのご質問にお答えいたします。

ただいま市長より答弁申し上げましたが、東海第二原子力発電所につきましては、発電用原子炉施設でありますことから、国の原子力規制委員会が定めました原子力災害対策指針によって、発電所からおおむね半径30キロのUPZの範囲内にある本市におきましては、国の防災基本計画等に基づきまして、万が一の原子力災害に備え、市民の安全と安心を確保するために広域避難計画を策定しなければならない状況でございます。

原子力災害対策指針には、発電用原子炉施設が廃止措置計画の認可を受け、かつ燃料が十分に冷却されたものと判断されれば、UPZはおおむね半径5キロメートルと規定されておりますが、運転を停止しても廃止措置計画の認可を受け、かつ燃料が十分に冷却されたものと判断されるのがいつになるのか見通せない状況にあります。

また、全燃料をキャスクに保管することにつきましても、全ての燃料を収納できるまでにどの程度の時間を要するのかについて見通しが出されていない状況にありますことから、市民の安全と安心を守るための広域避難計画は必要なものであると認識しております。

○川又照雄議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 保健福祉部関連のご質問に順次お答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問のうち、PCR検査について、市独自で医療機関など集団感染によるリスクが高い施設に勤務する職員等への定期的なPCR検査を行うことについてのご質問にお答えをいたします。

県は、基本的にクラスターの発生及び拡大を防止するため、濃厚接触者であるかどうかにかかわらず、あるいは有症状、無症状であるかにかかわらず、必要と認められる幅広い範囲を柔軟、かつ迅速に検査を行うこととしております。

そのため、県内で感染が多数確認されている地域におきましては、医療機関や福祉施設の職員の方に対し、クラスター発生の可能性を低減するため、幅広く検査を実施しているところであり、現状としては、市独自にリスクが高い施設に勤務する職員等、特定の方に対する検査については実施の考えはございません。

次に、無症状の人の検査費用の補助についてのご質問でございますが、まずは検査が必要とする方が迅速かつスムーズに検査を受けられることが、感染拡大防止に重要でございます。無症状の方に費用を助成し、検査を受け入れていくことは、地域医療体制に支障が生じる懸念もありますことから、現状におきましては導入の考えはございません。

今後におきましても、集団感染のリスクが高い施設職員への定期的な検査及び無症状の方の検査費用の補助につきましては、国や県、近隣自治体の動向を注視してまいりたいと存じます。

次に、市内のPCR検査、発熱外来についてのご質問でございますが、PCR検査につきましては、市医師会が昨年12月より地域PCR検査センターを開設し、土日を除く週5日検査を実施しております。

設置場所につきましては、感染拡大防止や安全確保の観点から公表しないこととしており、市内医療機関が診察の上、検査が必要と診断された方を案内することとしております。

また、県はこれまで、発熱患者の相談や診療、検査に対応するため、保健所などの帰国者・接触者相談センターを通じ、帰国者・接触者外来で診療、検査を実施しておりましたが、かかりつけ医等の地域の身近な医療機関で診療、検査を受けることができる体制といたしまして、地域の診療所等を診療、検査医療機関として指定されたところでございます。

2月末現在、県内688か所を診療検査医療機関に指定しており、市内では18の医療機関が診療検査医療機関に指定されております。

この診療検査医療機関では、自らの医療機関で検査を行う場合もございますが、予約状況に応じて、先ほど申しあげました市医師会の地域PCR検査センターや近隣の地域外来検査センターへ依頼し、検査を行うこととなっております。

発熱等の体調不良で感染が必要な場合には、まず市内のかかりつけ医療機関に電話連絡をした上、受診いただき、医師の判断により地域PCR検査センターをはじめ各医療機関で検査を受けられる体制となっております。1月末現在で、市医師会の地域PCR検査センターで実施したPCR件数は27件、市内の医療機関での検査件数は173件となっております。

今後におきましても、新型コロナウイルス感染症の発生状況を踏まえ、地域の検査体制及び医療状況等を注視し、市医師会、医療機関と連携及び協力を図りながら、感染防止対策を進めてまいります。

次に、医療機関に対する減収補填、医療従事者への待遇改善などに対して、財政支援を国に求めることについてのご質問ですが、昨年の9月に県の市長会、町村会、医師会、病院協会が連名で国に対し、医療機関の経営悪化や医療従事者等の疲弊による医療提供体制の崩壊を防ぎ、最前線で奮闘する医療機関、医療従事者等が安心して医療業務に専念できるように、新型コロナウイルス感染症対策に係る医療機関等への支援に関する要望を行っております。

要望事項として、公的、民間全ての医療機関において、外来収入の減収や入院の延期などによる医業収益の減収等が生じており、病院経営への影響は深刻さを増していることから、医療機関への財政支援を行うこと、医療機関、医療従事者及びその家族、関係者に対する人権や風評被害の防止に向けた対策を講じること、医療従事者等が安心して子どもを保育所等に預けることができるよう、保育所等の臨時休業時に代替施設を柔軟に利用できるようにすること及び費用を措置することなどについて要望をしております。

今後も引き続き国の動向を注視してまいります。

続きまして、国民健康保険税に係る2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、国民健康保険税均等割に係る多子世帯への減免についてでございますが、これまで市独自の減免を実施する場合には全て市費で賄わなければならなかったため、財源の問題が大きな

課題となっておりましたが、昨年12月の社会保障審議会医療保険部会において、令和4年度から未就学児に係る均等割保険料について、その5割を国2分の1、県4分の1、市4分の1の負担により軽減することが示されたところでございます。

また、県の特別交付金の配分方法が見直され、国民健康保険税の算定方式を2方式に移行した市町村に対しましては、現在の試算で1人当たり6,000円程度が、20歳未満の被保険者数に応じて交付されることとなったところでございます。

これら支援策が導入されました際は、適切に対応してまいりたいと考えております。

市独自の軽減制度の導入についてでございますが、本市における均等割額は県内で一番低く、一番高い自治体の半分以上となっておりますことや、赤字補填に係る一般会計からの繰入れを行っている状況でもありますため、国の制度により実施してまいりたいと考えております。

次に、国保2方式についての考えと今後の取組についてのご質問でございますが、県におきましては、昨年10月に国民健康保険運営方針が改定され、国民健康保険税の賦課方式については、令和4年度から所得割、均等割の2方式への統一を目指す旨が記載されたところでございます。

これにより県内各市町村で、令和4年度からの2方式移行に向け検討を行っているものと考えております。

現在、本市においては、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式により保険税を賦課しておりますが、2方式に移行した場合は税額が大きく変わる世帯も予想されますことから、移行する際には基金を活用し、少しでも被保険者の負担軽減が図れますようシミュレーションを重ね、2方式移行に向けた検討を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、生活保護に係るご質問にお答えをいたします。

初めに生活保護の現状でございますが、2月末日現在の生活保護者は260世帯313人で、前年度末より12世帯21人減少しており、新規件数についても、前年同時期は19件でございましたが、今年度は15件と減少している状況でございます。保護の申請につきましては、前年度の総数が25件でございましたが、今年度は17件と減少している状況でございます。しかしながら、保護の相談は増加傾向にあり、前年度の総数が92件であるのに対し、今年度の相談件数は、2月末日現在で91件となっている状況でございます。

相談件数が増えている中で生活保護者数が増加しない理由には、定額給付金の支給や総合支援資金等の貸付けの活用や資金の切崩しなどにより生活を維持できているケースもございしますが、生活困窮者自立支援事業による支援が挙げられます。

生活保護に至る前の段階で生活困窮者からの相談に包括的に応じる相談窓口である生活困窮者自立支援事業により、生活困窮者の抱えている課題を適切に評価・分析し、関係機関との連絡調整や支援の実施状況の確認なども行いながら支援を行うことにより自立して生活できている生活困窮者も多く、この事業を適正に推進することにより生活保護者数の増加の抑制につながっているものと考えております。

次に、扶養親族照会についてのご質問ですが、まず、国の扶養親族照会は義務ではないということの説明と対応につきましては、「生活保護法」第4条第2項において、「民法」に定める扶

養義務者の扶養は保護に優先して行われるものとする定められており、扶養義務者の扶養照会は、保護の要件とは異なる位置づけとされております。なお、国からの通達においても、扶養の可能性が期待できない場合は照会が不要となる例が具体的に示されており、これらに基づき適正に執行しているところでございます。

この扶養親族照会は、生活保護申請者の親や配偶者だけではなく、兄弟、孫などの親族に対し、生活の援助が可能かどうかという扶養能力の調査を行うものでございまして、要保護者の申告を基本とし、必要に応じて戸籍調査を行い、確認された扶養義務者について要保護者への聞き取り等により、金銭的な扶養の可能性のほか、定期的な訪問や連絡、一時的な子どもの預かりなど精神的な支援についても確認を行っております。

その結果、文書による扶養義務者への照会等は、扶養義務の履行が期待できると判断されたもののみに対して行っておりまして、扶養義務者自身が被保護者、社会福祉施設等の入所者、未成年、70歳以上の高齢者、一定期間、これは10年程度でございしますが、音信不通であるものなど、扶養義務の履行が期待できないと判断される場合においては、扶養義務者本人への照会を行っていない現状でございまして。

今後の感染状況によりましては、生活保護の申請が増えることも想定されますので、生活困窮者に対する第2のセーフティーネットである生活困窮者自立支援事業と併せて、引き続き適正な支援に努めてまいります。

続きまして、加齢性難聴者への補聴器購入の補助制度についての3点のご質問にお答えをいたします。

初めに、難聴者の状況について、難聴者の人数と補聴器を使用している人数などの実態調査についてでございますが、障害者手帳をお持ちの聴覚障害者数は把握しておりますが、現時点におきまして、議員ご質問の加齢による難聴者の人数の把握はできていない状況でございます。

補聴器を使用している方の人数などの実態調査につきましては、「老人保健法」の規定に基づく第8期高齢者福祉計画を策定するに当たり、要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者2,700人を対象に高齢者の生活状況、身体状況等、その実態を把握するためのアンケート調査を行っており、その際に補聴器の保有についての調査項目を設け、1,983人、約73%の方から回答をいただいております。

その中で、補聴器を保有していると回答された方が128人で、全体の6.4%となっております。また、補聴器を保有しているが使用していないと回答された方が29人おられました。

今後も高齢者福祉計画策定時に合わせまして、その状況等の把握に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、国、県に補聴器購入の補助制度の創設を求めることについてのご質問でございますが、まず、当市におきます加齢による難聴者の状況の把握に努めますとともに、県内福祉事務所長による全体会議等を通じて、他市町村における難聴者への施策などの実態を把握しながら対応してまいりたいと存じます。

なお、国におきましては、補聴器を使用することによる認知機能低下予防の効果を検証するた

めの研究も行われておりますことから、その動向も含め注視してまいります。

3点目の本市独自に補聴器購入の補助制度を創設することについてのご質問でございますが、現在県内におきましては、聴覚による身体障害者手帳の交付を受けていない65歳以上の難聴高齢者に対し補聴器の購入補助を行っておりますのは、44市町村のうち1市のみとなっている状況でありますことから、今後の国の施策等の動向について注視をしてまいりますとともに、他市町村の状況等の情報収集により研究してまいりたいと存じます。

**○川又照雄議長** ワクチン接種推進室長。

〔加瀬智明政策推進室理事兼ワクチン接種推進室長 登壇〕

**○加瀬智明政策推進室理事兼ワクチン接種推進室長** ワクチンに係る市民への情報公開についてのご質問にお答えをいたします。

新型コロナワクチンの接種につきましては、しっかり情報を得た上で、接種を受ける方の同意がある場合に限り接種が行われるものでございます。当市におきましても、迅速かつ正確な情報提供は、市民の方々が接種を受ける判断をするために大変重要なものであると考えております。これまでも、お知らせ版号外やホームページなどにより、ワクチン接種に係る関連情報を周知してきたところでございます。

また、これから発送を予定しております接種対象者各個人に接種券を送る際にも、予防接種の有効性、安全性及び副反応や、その他接種に関する注意事項等を盛り込んだワクチン接種に係る説明書を同封し、情報提供を図ってまいります。

今後につきましても、一人でも多くの市民の方が安心して接種を受けることができるよう、迅速かつ正確な情報提供を行ってまいります。

**○川又照雄議長** 商工観光部長。

〔小瀧孝男商工観光部長 登壇〕

**○小瀧孝男商工観光部長** 大項目2の新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問のうち、(2)市民の暮らし、営業を守ることについての2つのご質問にお答えいたします。

初めに、①中小商工業者の実態と対策についてでございますが、本市では、新型コロナウイルス感染症拡大による影響等の把握のために、市内の製造業、サービス業、建設業、医療福祉業などの従業員が20人以上いる事業者には、新型コロナウイルス感染症の影響等についてアンケート調査を実施しております。

回答のありました30事業者のうち19社から、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて売上げが減少したと回答があり、9社から変化なしとの回答、2社からは売上げが増加したとの回答がございました。

業種を問わず売上げ等に影響が出ている事業者が多い状況にございますため、商工会やハローワークなどの関係機関などと連携しまして、市内事業者のさらに詳しい状況把握に努めているところでございます。これまで新型コロナウイルスの影響による倒産や大量解雇等の事例は生じていない状況にございます。

茨城県独自の緊急事態宣言が1月18日から2月22日まで県内全域に発令され、県の営業時

間短縮の要請に応じた飲食店等に対して県が協力金を支給するほか、飲食店の営業時間短縮要請により影響を受けた事業者や外出自粛要請により影響を受けた事業者に対して、県が一時金を支給することとなっておりますが、本市におきましても事業者支援としまして、これまで国、県の支援の対象とならない事業者への支援金や家賃支援、特に影響の大きい観光バス事業者はタクシー事業者、飲食店への支援等様々な支援策を実施しているところでございます。

次に、②持続化給付金の適用されない事業者への市の支援についてでございますが、市では、新型コロナウイルス対策支援金として国の持続化給付金の対象とならない……。

[質問者離席し、発言する者あり]

**○川又照雄議長** ちょっと答弁を待って。答弁者ちょっと待ってください。宇野議員、席に戻ってください。続けて結構です。

**○小瀧孝男商工観光部長** 市では、新型コロナウイルス対策支援金として、国の持続化給付金の対象とならない、月の売上げが20%から50%未満に減少した事業者に対しまして、個人事業者に10万円、法人に20万円の支援を行っております。この支援金につきましては、2月末現在で個人事業者から56件、法人からは39件の申請がございまして、総額1,340万円を支給しているところでございます。

新型コロナウイルス支援金につきましては、市内事業者の30%に当たる531事業者と想定し、予算化したところでございますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、一月50%以上の減収となった事業者が増えたため、国の持続化給付金の対象となった事業者が増え、支援の申請が見込みより少なくなったものと捉えております。

なお、新型コロナウイルス対策支援金につきましては、2月26日までの申請期限を3月15日まで延長いたしまして、申請漏れとなる事業者がないよう対応しているところでございます。

また、国、県及び市独自の支援策につきましては、市の広報紙やホームページ、商工会報のほか、市職員が直接訪問するなど周知を徹底しており、対象事業者が知らなかったということがないよう周知徹底を図ってきたところでございます。

今後につきましても、国、県の動向を注視しながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者に必要な支援策が図られるよう努めてまいります。

**○川又照雄議長** 教育部長。

[武藤範幸教育部長 登壇]

**○武藤範幸教育部長** 新型コロナウイルス感染症対策の中の子どもの学習、教育を保障することについての2点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の安全安心な20人程度の少人数学級の速やかな実現に向けて、教職員の定数の改善、財政支援を国、県に求めるとともに、市としても取り組むことについてのご質問にお答えいたします。

少人数学級の実現に向けましては、この間、財務省をはじめとする国の関係機関に対しまして、文部科学省や全国市長会をはじめ、茨城県におきましても、市町村教育長協議会、学校校長会、各種関係機関から要望書を提出し、また本市の市議会におきましても請願に基づく意見書を提出

してきたところでございます。

これら要望等によりまして、議員ご発言のとおり、国におきましては、「公立義務教育小学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」について、小学校の学級編制の定数を令和3年度から令和7年度までの5年間において、段階的に小学6年生までの全ての学年において、現在の40人から35人とする法律案が示され、令和3年2月1日に閣議決定されたところで、令和3年4月1日に施行の予定でございます。

本市といたしましても、この改正標準法による学級編制を行うこととなりますが、県の加配措置による学級数の弾力的な運用をしながら、コロナ禍においての子どもたちの安全、安心、そして確かな学びを保障するため、市内小中学校に学習支援を行う非常勤講師等を配置するなどして、児童生徒一人ひとりに対しますきめ細やかな学習支援に取り組んでまいります。

次に、学校統廃合の実施計画の見直しについてのご質問にお答えいたします。

現在、本市における学校統廃合は、平成30年度に改定いたしました常陸太田市学校施設整備計画に基づいて行われているところでございます。

計画におきましては、本市における小中学校の適正規模は、各学年2学級以上となることが望ましく、1学級おおむね20人程度以上とし、学級統廃合については、複式学級はできるだけ避ける方向で計画的に進めることとしたところでございます。

小中学校についての学校統廃合に関する本計画の見直しの予定はございません。

**○川又照雄議長** 宇野議員。

[18番 宇野隆子議員 質問者席へ]

**○18番(宇野隆子議員)** 商工観光部長のご答弁、大変失礼いたしました、ちょっと出歩いて。

時間が残すところわずかとなりましたので、私は2回目は要望をしていきたいと思うんですけども、東海第二原発の問題についてですが、これまで議会のたびごとに大久保市長に、東海第二原発再稼働は認めないと、こういう立場で頑張ってもらいたいというようなことを求めてきました。また、その時々原発の問題点なども取り上げて明らかにしてまいりました。本会議で大久保市長からご答弁をいただくのは、今日が最後となるわけです。

今後、例えば東海村の村上達也前村長は、原発再稼働反対の立場で講演とかいろんな集会にも参加しておりますが、私は、大久保市長におかれましては、市長を退いた後も、やはり市民の代表の一人だと思えます。

そこで、先ほども原発は住民の安全が確認されなければと、ですから、住民や議会の声をしっかり聞いて判断したいというようなご答弁をいただきましたが、今後退かれた後、市民の代表の一人として、ぜひ危険な東海第二原発はストップさせよう。やはりこの太田のふるさとを愛し、そして市民の安全と命と暮らし、財産などを守るということ、そして孫、子どものための未来に向かってもやはり危険な原発は……。

**○川又照雄議長** 宇野議員に申し上げます。終了1分前でございます。

**○18番(宇野隆子議員)** そういう立場でぜひ声を上げていただければと、このことを心から願っております。

いろいろ原発問題についてはご答弁をいただきまして，その都度，私もいろいろと勉強させていただきましたけれども，今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上で一般質問を終わります。